

京都市告示第 272 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 9 月 1 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 府 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉山端線	左京区岩倉花園町239番地の25地先から	旧	メートル 43.50	6.10 ～メートル 8.50
	同町255番地の3地先まで	新	43.50	6.19 ～ 22.20

(建設局道路部道路明示課)